役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人矢板市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第２８条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものをいう。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　役員の報酬は日額又は月額とする。

３　役員には賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第４条　役員の月額の報酬の額は、別表に定める金額とし、日額の報酬はセンターの業務に従事した日数に応じ支給する。ただし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第１項に規定する者が役員を兼ねるとき、又は役員は財団法人矢板市施設管理公社、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会、財団法人矢板市農業公社の役員を兼ねるときは、報酬等を支給しない。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等は、その役員が指定する金融機関の口座に振込により支給する。ただし、振込により難い場合は現金で支給できるものとする。

２　報酬等は、法令等に定められた控除すべき金額及びその役員から申出のあった立替金及び積立金等を控除して支給する。

３　報酬額が月額により定められている役員の報酬については、この規程の適用を受ける役員となったときは、その日分から支給し、この規程の適用を受け

る役員の職を離れたときは、その日分まで支給する。

（支給制限）

第６条　理事が事務局長を兼ねるときは、この規程中第３条については適用しない

（費用）

第７条　役員が職務のため旅行した場合には、その役員に対し、旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額は、旅費規程による。

３　センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

４　第５条第１項の規定は、前２項の費用の支給について準用する。

（公表）

第８条　センターは、この規程をもって、公益認定法第５条第１３項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとし、これを変更したときも同様とする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表１（第４条関係）

職　　名	報　　酬　　額
理 事 長	月額　25,000 円
副理事長	月額　10,000 円
理　　事	日額　2,600 円
監　　事	日額　2,600 円

附　則

この規程は、平成２９年６月１日から施行する。